

令和元年度 生駒市行政改革推進委員会

第4回 会議録

開催日時 令和元年10月2日(水) 午後3時30分～午後5時30分

開催場所 生駒市役所 3階 302会議室

出席者

(委員) 森委員長、平岡副委員長、稲山委員、松岡委員、森岡委員、南部委員、上坂委員

(事務局) 杉浦総務部長、大西総務部専門官、岡田財政経営課長、南口財政経営課課長、齊藤財政経営課主幹兼経営係長、島田財政経営課同係主任、政木財政経営課同係係員

(傍聴者) なし

欠席者

佐藤委員

1 開会

(事務局) 第3回会議の会議録について、委員の皆様にご確認いただき、確定したことをご報告させていただく。本日の案件は「事務事業の見直しについて」である。

2 案件

事務事業の見直しについて

(事務局) 【資料1 これまでの施設使用料等の見直しについて説明】

【資料2 事務事業の見直し 使用料一覧について説明】

【資料3 事務事業の見直し事業カルテ(使用料)について説明】

【資料4 事務事業の見直し(使用料)対象施設フロアマップについて説明】

(委員長) 資料1のおさらいをしたいと思うが、平成18年度に本委員会にて補助金等適正化検討部会が設けられ、使用料の減免制度のあり方について提言を出した。そして、この提言を受けて、教育委員会が社会教育施設の使用料減免の見直しとともに、使用料の改定について検討するため、生駒市社会教育施設使用料等見直し検討委員会で使用料の見直しについて審議し、施設維持管理経費(減価償却費、人件費、施設総合管理業務委託費、光熱水費、賃借料等の合計)を基礎として基準原価を算出することとした。基準原価をもとに利用者の負担割合について、減価償却費を市の負担とし、それ以外の経費を利用者の負担とするA案と減価償却費と人件費を市の負担とするB案を考えたが、A案では利用者の負担が大きいため、B案とすることとした。社会体育施設については、B案の算出方法に当てはめてみた場合、平成19年度における社会体育施設の総維持管理費(117,882,367円)を負担してもらうには利用者負担が大きいため、その1/2にあたる58,941,183円と平成19年度使用料収入額46,709,995円の差額となる12,000,000円を補えるよう、使用料設定を上げる必要があるということになった。実際に、使用料は算出結果のとおり上げられたというこ

とで間違いないか。

(事務局) そのとおりである。当時の背景として、様々な団体に補助金を出しているが、まずは各団体にしている補助金の是非について見直す必要があるということから、行政改革推進委員会で審議が始められた経緯がある。審議していく中で、団体に出す補助金だけでなく、団体等が使用する場合には公共施設の使用料の減免制度があることについても、併せて見直す必要があるとして提言をいただいた。そして、この提言を受けて、教育委員会において使用料の見直しについても検討され、使用料設定を引上げることになった。

(委員長) これまでに審議されたように、今回も使用料の見直しを当委員会で実施するというのか。

(事務局) 補助金の見直しが行われてから10年経過していることに加え、現状の使用料について当時の算出方法に当てはめると、恐らく乖離が生じている部分もあると考える。また、施設の老朽化問題もあり、ファシリティマネジメントで個々の施設についても検討していく必要があるが、使用料という別の視点から本委員会でもご審議していただきたい。

(委員長) 確認だが、基準原価の考え方は教育委員会が独自で考えたという認識でいいのか。

(事務局) そのとおりである。補足説明として、本日の資料2に記載している自主事業実施に伴う施設使用料について、調査中としている部分があるため、分かり次第示させていただく。なお、資料2で調査中としている施設の事業カルテについて、コスト状況を記載しているが、調査中の結果が分かり次第、事業カルテも差替えさせていただくので、現在記載している値は例として記載していると思っていただきたい。

(委員長) 何か質問はないか。実際に公共施設を利用している人もいると思うので、実感も含めて何か意見はないか。

(委員) たけまるホールについて、利用状況のところで減免を除く稼働率が記載されているが、減免制度を利用しているのは市役所になるのか。市役所の場合、主に何のために使用されているのか。

(事務局) 市役所で利用している。例えば、成人式や会議、体操教室、また調理室を利用したりと様々な目的で利用している。

(委員) 会議室を利用する場合も減免になるのか。

(事務局) 市主催の会議である場合は、減免対象となる。

(委員) たけまるホールは指定管理の運営であると思うが、その場合も減免制度の対象となるのか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 市の建物を市が使用する場合に減免対象となるのはわかるが、指定管理者に対して使用料を市は払うべきではないのか。

(事務局) 指定管理者の募集時の要項にその旨記載しているため、問題ない。

(委員) 市が使用する場合は減免対象となるのであれば、指定管理料を上げる必要があるのではないのか。

(事務局) 利用料金制を採っている場合、使用料収入が見込みより増収となれば、指定管理料は減らさないといけないとしている。

(委員) 小学校や中学校では音楽室が狭いため、たけまるホールを使用して音楽の授業を実施していることもある。市役所が使用しているといっても様々な使われ方をしている。

(事務局) 例えば、生駒山麓公園では、指定管理者が自主事業を行うエリアを決めており、そのエリ

- アを市が使用する場合は、使用料を指定管理者に払う必要がある。市の施設であっても使用料を支払う必要がある旨は募集要項で定めている。
- (委員) たけまるホールについて、指定管理での運営となっているが、市の支出として指定管理料の中にたけまるホールの人件費が含まれているのか。
- (事務局) 受付の方の人件費や、清掃や警備にかかる経費は市が負担している。
- (委員長) 実績に合わせて指定管理料を定めるわけではないので、誤差はあるだろう。
- (委員) 例えば、本来1,000万円分の施設使用料を必要とする時間分を市が使用するとした場合、指定管理者に対して1,000万円分は指定管理料を追加して払うということになるのか。市が1,000万円分を使用する必要があるというわけではないのか。
- (事務局) どのくらい市が使用するのかという予測に基づいて、指定管理料を設定している。
- (委員) 市が年間どのくらい公共施設の会議室等を使用するのか事前に決まっているのか。
- (事務局) 各部局間である程度の年間利用日数は決めて、施設の所管課に報告している。
- (委員) 補助金の見直しが行われてから10年が経過したということだが、平成20年度以降、使用料は全く見直されていないのか。
- (事務局) 消費税の増税分は使用料に転嫁している。
- (委員) 人件費に関することでいえば、市が指定管理者に委託する前に、市から雇用されていた人がそのまま指定管理者に雇用され続けている場合がある。この場合、事務をする人が変わらないため、サービス面の向上は期待できない。例えば、窓口が開いているにもかかわらず、受付開始時間まで対応してもらえない施設がある。使用料といった金銭面の問題だけでなく、サービス面の向上を図ることも重要である。指定管理者が変わっても事務を行う人が変わらなければサービスも変わらないので、サービスの向上が図られるよう指定管理者もしくは市が指導することが必要ではないか。
- (委員長) 指定管理者に委託する前は、市の直営だったのか。
- (事務局) 指定管理の前は、受付や事務など臨時職員を含め市の職員が担っていた。
- (委員長) 指定管理に運営が変わった後も、市の職員が施設で働くことになるのか。
- (事務局) 臨時職員の中には委託先に雇用された人がいて、そういう人が受付や事務を担うこともある。
- (委員) 同じ人が雇用され続けることが問題ではないが、運営主体が変わるのであれば、サービス面での変化がないのはどうかと思う。
- (委員長) 指定管理で運営することでサービス面が向上しないのかというご意見だが、指定管理による運営は契約に基づくものであり、恐らく直営よりも事務的になると思う。
- (事務局) 施設によって対応の差はあるかもしれないが、例えば、市民課の窓口対応は民間委託としているが、対応が良くなったという声をいただいている。
- (委員) 指定管理期間が終われば、新たな指定管理者に変わることになるが、基本的に窓口業務をしている人はほとんど変わることがない。指定管理者が一から新しい人を連れて来るだけのノウハウも人もいないため、これまでと同じ人が雇用され続けることになる。
- (委員長) 指定管理者が変わっても、業務をするほとんどの人は変わることなく、同じ人が業務を続けるためサービス面が変わることがないが、施設を利用している人にとってはなぜ人が変わることがないのかという意見である。指定管理者についての意見が挙がったが、ご指摘

としては使用料の見直しだけでなく、同時にサービス面の検討も必要ではないかということだ。使用料を引上げるのであれば、併せてサービス面も向上したほうが市民も納得しやすいだろう。個々の事業カルテで審議する際に、サービス面については重要な視点になるといえる。他はいかがだろうか。

(副委員長) 確認だが、時間あたりの単価は稼働率が100%であるとして算出しているのか。

(事務局) 資料1にて「維持管理経費を施設の総専用面積と総使用時間で割り」と記載しているので、恐らく稼働率を100%として算出している。

(副委員長) 稼働率を100%として考えているのであれば、実際の稼働率は下がる可能性があるので、利用者負担の経費が理論値以下となった部分について、市が負担することになるということではないか。

(事務局) そのとおりである。

(副委員長) 基準原価の設定として、減価償却費と人件費も含めて使用料を設定している自治体も増えてきているのか。その場合、100%を利用者負担とすることは利用者の経済的負担が大きいのので、減価償却費と人件費も含めて基準原価を設定するのであれば、利用者と市の負担割合をそれぞれ設定することも考えられるのではないか。資料1に示す基準原価の設定方法は、減価償却費と人件費をあらかじめ市が負担するものとして分けているが、全体の総維持管理費を算出する中で、施設の必要性など様々な要素を勘案したうえで、市の負担割合を設定する方法もあると考える。

(事務局) 以前行われた使用料の見直しでは、現実的に今の使用料をどこまで引上げることが可能かという逆の発想もあった。しかし、基準原価を費用の100%として設定したとしても引上げは困難ではないかという議論になった。落としどころとして、減価償却費と人件費は市が負担する経費とするB案を採用し、結果として基準原価の47%を利用者負担の割合として設定することになった。

(副委員長) 利用者の経済的な負担を勘案して設定したというのであれば、あまり根拠になっていないといえないので、明確にしたほうがいだろう。今回も減価償却費と人件費を含めて基準原価を設定するとなれば、当時算出した金額より大きくなると思うので、施設に応じた利用者の負担割合を考えなければいけないだろう。

(事務局) 事務局としては、当時の基準原価の算出方法に今の状況を当てはめた結果がどうなるか出したいと考えている。

(委員) 市は減価償却費を積み立てていないため、減価償却費は算出根拠にはならないのではないかと。減価償却費も含めて算出するのか、減価償却費以外の人件費、施設総合管理業務委託料、光熱水費、その他(賃借料等)のみで考えるほうが整合性が取れると考える。しかし、この方法で算出した場合に、あまりにも値が低くなるようであれば算出方法としてふさわしくないのでは、算出基準として合致するのか検討してみてもいいだろう。

(委員) 市民が利用するため、使用料を大きく引上げることが難しいというのはよくわかる。これまでに消費税の増税に伴う使用料の改定は行ったと伺ったが、今回の増税についても使用料の改定は行ったのか。

(事務局) 今回の増税分についても、使用料の改定は実施している。

(委員) 建物を建てた場合、国から補助金は出ていると思うが、基準原価を算出する際に補助金分

は差し引いているのか。差し引いているのであれば、減価償却費に国の補助金は入っておらず、市の経費のみとなっているか。

(事務局) 減価償却費に国の補助金は入っていない。

(委員) 起債はどうなっているのか。

(事務局) 起債は市で返済している。

(委員) 使用料設定を施設の総維持管理費の5割とするか、使用料収入額の差額となる12,000,000円分の費用を削減するか、もしくは使用料の増収を図る必要がある。今、議論しているのは市民負担を増やすことで、増収を図るということだが、各指定管理者に負担してもらえばいいのではないか。

(事務局) 資料1で示す12,000,000円を使用料収入額で補うとしているのは平成20年度に設定した額であり、今回の見直しにより、使用料収入額でどれだけ補う必要があるかは決めていない。また、ファシリティマネジメントで今後の方向性を見直すべき施設について、現在の使用料収入がどれほどあるのか知ることは、今後施設の検討を進めるうえでの重要な根拠となる。

(委員) 事業カルテ(使用料)を見るだけでは、個々の施設の重要性や設備面など他の施設と比較しようがないため、一律の判断になりかねないのではないか。この資料だけでは十分な審議ができるとは思えないので、追加で詳細な資料をいただけるのか。

(事務局) 次回審議していただく際には、詳細な資料をお渡しできるように準備させていただく。例えば、事業カルテ(使用料)のNo.46金鵒の杜倭苑のコスト状況を見ていただくと、支出に対して収入が約8%となっており、仮に当該施設の使用料を現在の倍の料金に設定したとしても、施設として十分な収入が得られるわけではないということが資料から読み取れる。

(委員) 問題となるのは、使用料の設定を引上げることで極端に利用者が減ってしまうことである。使用料の引上げにより利用者の多少の減少は考えられるが、どれほど減少するのか利用者比較ができれば審議しやすいだろう。

(委員長) 使用料を引上げることで利用者は減少することになるが、市は公金を得ることになるため、施設を利用している人と利用していない人との公平性はどうかという議論にもなるだろう。

(副委員長) 以前の使用料の見直しでは、社会教育施設と社会体育施設が対象となっていたが、今回の見直しでは高齢福祉施設やレクリエーション・観光施設など、新たに見直しする施設もあるので、全施設同じ基準で考えてもいいのかという問題もある。例えば、高齢福祉施設は高齢者の居場所にもなっている。そのため、現在の施設が利用できなくなるのであれば、高齢者の居場所となる別の場所を確保することも求められるだろう。審議していく中で、居場所作りの意義をどう図るべきかという点も重要になるだろう。

(委員) 基準原価の設定について、今後変えるつもりはないのか。当時決められた基準原価の根拠で見直すのか、それとも今回の見直しで根拠自体を一から考え直すのか。

(委員長) 話を整理したいと思うが、基準原価をどうするのかについても当委員会で審議するのか。

(事務局) 詳細な使用料設定については、当委員会で出されたご意見を基に、担当課が実情に合わせて考えてもらうようにする。当委員会では、全施設を並べて見ていただいたときに、使用料の設定として妥当であるかどうか、客観的なご意見をいただきたい。

- (委員長) 生駒市全体として、統一した使用料の基準を当委員会で決めてしまうということでもいいか。基準原価として見るが、各施設の公共性や必需性を勘案して判断するのであれば、基準原価を設定してもあまり変わらないようにも感じる。
- (事務局) 基準原価の設定として、人件費、光熱水費、施設の維持管理業務委託料、減価償却費、その他（賃借料等）といった項目を変えることは難しいが、利用者負担の割合としてどれほど負担してもらおうか決めていきたい。
- (委員長) 社会教育施設の基準について、資料1で示すB案の考え方で算出しているが、当委員会では、その他の施設についてもB案の考え方で統一していくかどうかということ審議すればいいのか。
- (事務局) 例えば、福祉施設の必要性を勘案して、利用者負担の割合を設定することは考えられる。
- (委員) 利用者の実態から逆算して、利用者負担の割合を設定してしまいかねないのではないかと。当時の算出方法と同様に、今の値を当てはめて考えたとして、維持管理費や人件費は上がっていると思うが、使用料収入はそれほど変化がないと思う。現在の施設維持管理経費はもっと上がっていると予想されるが、仮に、当時の倍になったとしても、利用者負担割合を倍にすることは難しく、そのような試算になれば基準を設定するわけにはいかないのではないかと。
- (事務局) まずは、当時の設定で現在の施設の総維持管理費がいくらになるのか算出したいと思う。
- (委員) 人件費の算出基準について、1人当たり710万円×2名として算出しているが、妥当であるといえるのか。人件費の金額が異なれば、値は随分異なってくると思う。審議するのであれば、算出根拠自体の見直しをする必要があるのではないかと。
- (委員) 指定管理者の運営といっても、実際に現場にいる人は非正規の職員が多く、人件費が1人710万円もかかっているとは思えない。厳密に算定するのであれば、人件費の積算根拠を見直す必要がある。
- (委員長) 使用料の見直しをどうするかというよりも、資料3を見ながら各施設の方向性について、どうするか意見を出し合うほうが審議しやすいのではないかと。現段階で、使用料をどうするか審議するのは難しいだろう。
- (事務局) 頂戴のご意見を基に、再度資料を調整したうえで提示させていただきたい。
- (委員) 施設の統廃合により総維持管理費は下がることになるので、施設の統廃合を検討している施設があればその旨を含めて審議する必要があるだろう。
- (事務局) 個別の施設の方針については、庁内の公共施設マネジメント推進会議にて検討を進めているところであり、各施設の方針が決まり次第、当委員会でも提示させていただく予定である。
- (委員) 個別の施設について方針を定めているところだと思うが、その方針に沿って施設の総維持管理費を算出した場合、どのくらい変動するのか資料をまとめていただければ審議しやすいと思う。
- (事務局) 使用料に関する資料については再考し、後日ご連絡させていただく。
- (委員) 試算した結果、利用者負担の割合をB案とするわけにはいかなくなった場合、当時の算出根拠が必ずしもいいとはいえないのではないかと。それならば、年間の総維持管理費に対してどれほど利用者に負担してもらおうか決めたほうがいいのではないかと。人件費等を除い

- た必要経費の内、利用者に負担してもらい割合を設定するほうがわかりやすいだろう。
- (委員長) 今のご意見は、B案で示す47%のうちの利用者負担とする共通の基準を設定し、個別に公共性や必要性等を検討すればいいのではないかという意見である。
- (委員) 逆算にはなるが、現在の使用料収入がどれくらいあり、その使用料収入をどこまで増やしたいと考えているのか、それを踏まえて、各施設について使用料設定の引き上げ可能と考える案を事務局から提示していただければ、基準が妥当であるかどうか意見しやすい。
- (委員長) 使用料の見直しについては、どのように審議を進めていくのか事務局で検討いただき、後日提示していただきたいと思う。それでは、事務事業の見直しの分科会審査事業について事務局から説明をお願いしたい。
- (事務局) 【資料5 事務事業の見直し事業概要について説明】
- (委員長) 何か意見はあるか。
- (委員) No15 図書館運営の事務局コメントについて、「当市には図書館が5館あるが、利用者が限定的な図書室については、運営方法の見直しを検討する必要がある。」とあるが、図書室は1室だけなのか。図書館と図書室を分けているのは何か意味があるのか。
- (事務局) 図書館という記載に修正いただきたい。
- (委員長) No15 図書館運営とNo40 図書館主催イベントは同じ図書館だが、どう分けているのか。
- (事務局) No15 図書館運営は、当市は他市に比べると図書館数が5館と多いので、図書館のあり方についてご審議いただきたいと考えている。No40 図書館主催イベントでは、市で主催すべきイベントなのか、多岐にわたるイベントの是非についてご審議いただきたい。
- (委員) No43 公立幼稚園の見直しの事務局コメントとして、「園児数が減少しており、施設の運営にも支障を来していることから、園の数を見直す必要がある。」とあるが、幼稚園数を減らしたいのか、それともこども園化し、運営のあり方を変えることで園数を減らすという意味なのかわかりやすく記載していただきたい。
- (事務局) 現在、当市の幼稚園は、園児数が減少していきているにもかかわらず、園児数が一番多いときの幼稚園数をそのまま維持している状況である。また、幼稚園より保育園のニーズが高まっているという社会情勢の変化もあるなかで、こども園化することも含めて、適正な幼稚園数にする必要があると考えている。分科会にて審議いただく際には、詳細な資料を提示させていただく。
- (委員長) 今の話からすると、こども園化することについても公立幼稚園の数を減らしているという考えでいいのか。
- (事務局) こども園にするとしても保育園型のニーズの方が高いので、単にこども園化すればいいわけではないと考えている。また、民営化も含めて検討を進めていきたいと考えている。
- (委員) No14 学校プールについて、義務教育での水泳指導が義務化されているとのことだが、学校プールがあること自体は義務ではないのか。
- (事務局) 義務となっていない。
- (委員) 市内全ての学校にプールはあるのか。
- (委員) 生駒南第二小学校では、水泳授業は井出山屋内温水プールを利用している。
- (委員) 全学校の水泳授業を受け入れられるだけの受け皿はあるのか。
- (事務局) 生駒市は南北に長いことから距離の問題や受け入れ先のキャパシティの問題もあるので、

全校というのは難しいと考える。学校プールは利用期間が短いにもかかわらず、ろ過機の更新や維持管理に経費がかかるため、他自治体では民間施設の利用や小中学校の共同利用を実施している例もある。分科会では他市事例もいくつか提示させていただく。

(副委員長) 現在、各事業について審議を進めているところであるが、審議する全事業のうち、どこまで審議を進めているのか進捗がわかるようにしていただきたい。なぜこの事業を抽出して審議しているのか、わかるようにしたほうがいいだろう。

(事務局) 今回 No14 学校プールと No43 公立幼稚園の見直しについては、現在ファシリティマネジメントと併せて検討を進めたいと考えているため、今回審議対象事業として挙げさせていただいた。No40 図書館主催イベントについては、予算に反映しやすいことから対象としており、審議内容によっては次年度の予算に反映させたいと考えている。

(副委員長) 全体像としてどれほど審議する必要があるのか、見通しがつきにくいいため、全体のスケジュールを示していただきたい。

(事務局) 事務事業の見直し対象事業として、当初 43 事業を提示させていただいたが、今後審議対象事業が増える可能性があるため全体像を示すことは難しいと考えるが、必要に応じて随時ご審議いただきたい。

(委員長) 全体のプラットフォームとしては、年間 2 億円削減しなければ財政的に厳しいということであったはずだ。経費を削減するために、事務事業の見直しを実施している。

(事務局) 進捗状況として、9 月 13 日に森委員長から市長へ、これまで審議いただいた 8 事業について意見書を提出いただいた。意見書の内容がどのように反映されているのか各担当課にはヒアリングを行い、委員の皆様には進行管理として、提示させていただく。

3 その他

(事務局) 【資料 6 市民アンケート調査結果について説明】

【資料 7 ファシリティマネジメント広報紙について説明】

(委員長) 市民アンケート調査結果の自由意見については、参考になる意見もあると思うので、委員の皆様にも目を通していただきたい。他に、事務局から連絡事項はあるか。

(事務局) 次回の会議について、分科会①が 10 月 9 日 (水) 午後 1 時 30 分からと、10 月 23 日 (水) 午後 1 時 30 分から開催する。分科会②が 10 月 15 日 (火) 午前 9 時 30 分からと、10 月 23 日 (水) 午前 9 時 30 分から開催する。

全体会である行政改革推進委員会は、11 月 6 日 (水) 午前 9 時 30 分からの開催を予定している。

閉会